

福島県教育委員会平成25年3月定例会会議抄録

| | |
|-------------------------|---|
| 1 日 時 | 平成 25 年 3 月 19 日（水） 午後 3 時 00 分 |
| 2 場 所 | 教育委員室（県庁西庁舎 9 階） |
| 3 出 席 委 員 | 境野委員長、1 番 蜂須賀委員、2 番 佐藤委員、3 番 高橋委員、4 番 小野委員 |
| 4 議 事 内 容 及 び 経 過 | |
| (1) 開 会 | 午後 3 時 00 分、委員長から 3 月定例会の開会が告げられた。 |
| (2) 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名 | 委員長から、高橋委員、小野委員が会議録署名委員として指名された。 |
| (3) 会 期 の 決 定 | 委員長より、会期は本日 1 日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。 |
| (4) 記 録 係 の 指 名 | 委員長から武田副主査が指名された。 |
| (5) 教 育 長 提 案 理 由 説 明 | <p>委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。</p> <p>教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第 1 号は、第 6 次福島県総合教育計画の改定について諮るもの。</p> <p>議案第 2 号は、第 6 次福島県総合教育計画の各施策毎に平成 25 年度に実施する事業等を体系的に示す「平成 25 年度アクションプラン」を策定しようとするもの。</p> <p>議案第 3 号及び議案第 4 号は、主任主査相当の職の職務の見直しに伴い、福島県教育委員会規則の一部を改正しようとするもの。</p> <p>議案第 5 号は、福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正しようとするもの。</p> <p>議案第 6 号は、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正しようとするもの。</p> <p>議案第 7 号は、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正しようとするもの。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(6) 会 議 の 非 公 開</p> <p>(7) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p> <p>議 案 第 2 号</p> | <p>るもの。</p> <p>議案第8号は、福島県立博物館運営協議会委員の任命について諮るもの。</p> <p>議案第9号は、福島県指定重要文化財の指定について諮るもの。</p> <p>議案第10号は、福島県文化財保護審議会委員の任命について諮るもの。</p> <p>議案第11号は、平成26年度使用教科用図書選定審議会委員の任命について諮るもの。</p> <p>議案第12号は、福島県立博物館長の委嘱について諮るもの。</p> <p>議案第13号から議案第15号は、平成25年度の人事異動について決定し、発令しようとするもの。</p> <p>議案第16号から議案第18号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>報告第1号は、平成26年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に係る改善点について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第7号以降の議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p> <p>第6次福島県総合教育計画の改定について（議案第1号）及び第6次福島県総合教育計画「平成25年度アクションプラン」について（議案第2号）、教育総務課長より一括して説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員長：議案第2号資料の「県重点事業」と「教育委員会重点事業」の区分けは、どのような意味なのか。</p> |
|---|--|

教育総務課長：いずれも重視する事業としては実質的に変わらないが、「県重点事業」は、財源に震災後の復興基金などを使い、一番に取り組んでいかなければならない事業としてあらかじめ県に認められている事業であり、それ以外に教育委員会として重視する事業が「教育委員会重点事業」である。

委員 長：議案第2号資料26ページの「うつくしま教育ネットワーク事業」についてだが、仮設や間借り校舎の生徒たちのネット環境が劣悪で、コンピュータを利用できる教室がなかったり、コンピュータ自体がなかったりという現実があるのではないかと思うが、そのような生徒たちのことも視野に入れた事業なのか。

教育総務課長：「うつくしま教育ネットワーク事業」は、イメージとしてはインターネットのプロバイダ事業に近いものであり、パソコンの配備というよりも、県立学校を中心に、インターネットサービスを県教育委員会が自前で運用する事業である。この事業は、市町村教育委員会にも無料で提供している。

委員 長：全国と比べて、福島県の生徒たちが大きな不利益を被っていることは本当に残念である。また、小中学校では、ホームページを立ち上げていない学校が非常に多いが、震災を踏まえて、保護者と学校がインターネットで情報交換を密にできるような体制整備が必要ではないか。そのようなものの推進は含まれていないのか。

教育総務課長：事業を中心に資料を作成しているので、そのようなものを直接書いてはいないが、やはり、我々も、ICTを活用した情報の共有や発信を推進していく立場にあると思っていますので、市町村の協力を得ながら進めていかなければならないと思う。実際の事務量なども含めて、各市町村、各学校の判断があろうかと思うが、その中で

どのように促していくか検討していきたい。

委員：議案第2号資料15ページの「学校給食地場産物活用事業」について、「望ましい食習慣の形成や食育の観点から」という記載があるが、「望ましい食習慣の形成」は、「食育」の一つの要素であり、並列的な記載には違和感を覚える。また、「食育の観点から、学校給食に地場産物を活用する」というのは、つながらないのではないか。地産地消は、流通コストを軽減し、地元の産物による安く豊かな食生活を実現するが、地場産物に消極的な人々もいる中で、「食育の観点」と「地場産物を活用」を結び付けて説明するのは難しいのではないか。どのように捉えればよいか。

健康教育課長：具体的には、「望ましい食習慣の形成」は、栄養バランスの取れた日本型食生活に慣れ親しむことをイメージしており、もう一つの「食育」は、ここでは特に、地場産物の活用を通して、「郷土愛」や「生産者への感謝の心」などを育むことをイメージし、並列で挙げている。また、食育と地場産物の活用のつながりについては、震災以前から、先ほどの「郷土愛」や「感謝の心」などの食を通じた人格形成を重視して進めてきたところであるが、震災以降の放射線に対する不安から慎重な意見が出ている状況にも配慮しながら、安全安心を確保した上で進めていく考えである。

委員：地場産物の活用について、生徒たちが実際に学校外に出て学習することを支援するような内容なのか。

健康教育課長：「学校給食地場産物活用事業」は、地元の安全で魅力的な食材を給食に使いたいという市町村や学校に対して、その費用を補助する事業であるが、金銭的な補助だけでなく、どのように安全が確保されているか、どのように生産され、流通してい

るかということについて学習し、保護者にも情報を共有してもらおう事業である。

委員：議案第2号資料31ページの新規事業「再生可能エネルギー教育実践事業」について、具体的に、太陽光、風力、地熱等、どのような方向性に意識の醸成を図っていくのか尋ねたい。

高校教育課長：新規事業となっているが、実際は、今年度文科省がいわき明星大学に委託して行っていたものを、平成25年度は県教委が委託して行うものであり、まずは、再生可能エネルギーにはどのようなものがあるかということの小・中・高でそれぞれ学習し、今後の再生可能エネルギーの可能性について子ども達が考えていく形で設定しており、学習成果の発表会なども実施する予定である。

委員：原発事故が起きたことで、このような事業を行うことになったのか。

高校教育課長：原発事故もきっかけになっている。

委員：資料30ページの「会津学鳳中学校・高等学校における国際化社会、情報化社会リーダーとして活躍できる人づくり」について、「会津大学との連携」とあるが、具体的にどのような授業を行っているのか。

高校教育課長：会津大学の先生方に来ていただいたり、生徒たちが会津大学を訪問して、実際の大学の授業等に触れたり、先生方から講義をしていただいている。

委員：会津大学の授業は英語で行われているという話を聞いたが、そのような授業も見学しているのか。

高校教育課長：英語で行われている講義もあるが、中には複数の先生方が入り、通訳する形での授業展開もある。

議案第 3 号

議案第 4 号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則について（議案第3号）、主任主査相当の職の職務の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則について（議案第4号）、教育総務課長より一括して説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委員長：規則上、「担当する事務を取りまとめ、及び整理する」という文言が加わるだけで、今回の県中教育事務所のような不祥事が防げるのか。

教育総務課長：今回の改正により直ちに再発が防止されるとは思っていない。仕事の仕方には色々なパターンがあると思う。複数の職員がバラバラに仕事を行い、上司と相談して決めていく方法は、スピードは速いが、複数の目を通していないのでミスが起こる。かつて、県全体がスピードを重視して主任がチェックを行わない時期があった。今回、一つのきっかけとして、担当だけで仕事を進めるのではなく、主任が各担当の仕事もチェックし、整理していく形を採ることになるが、実際に人がそれにのっとって動かなければ再発防止にはつながらないことから、根気強く意識付けをしていきたいと考えている。

委員：主任主査相当職の方への改正についてのレクチャーや研修は行うのか。

教育総務課長：この規則改正の趣旨は各組織にも伝達することになるが、その際に留意すべき事項をしっかりと伝えていきたい。

委員：なぜ今頃という問題。なぜスピードだけを重視していたのか疑問である。我々の組織では、私自身、職員全体が同じ問題を共有することを職員に命じている。上にいる者が下の者たち皆を見ていくのが会社の一つのルールではないかと思う。

議案第 5 号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則について（議案第5号）、教育総務

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>議案第 6 号</p> | <p>課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第 6 号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> |
| <p>(8) 前回会議録の承認</p> | <p>委員長が、平成 25 年 3 月臨時会の会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p> |
| <p>(9) 議案審議 議案第 7 号</p> | <p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第 7 号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> |
| <p>議案第 8 号</p> | <p>福島県立博物館運営協議会委員の任命について（議案第 8 号）、社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> |
| <p>議案第 9 号</p> | <p>平成 24 年度福島県指定重要文化財の指定について（議案第 9 号）、文化財課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> |
| <p>議案第 10 号</p> | <p>福島県文化財保護審議会委員の任命について（議案第 10 号）、文化財課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> |
| <p>議案第 11 号</p> | <p>平成 26 年度使用教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第 11 号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> |
| <p>議案第 12 号</p> | <p>福島県立博物館長の委嘱について（議案第 12 号）、教育総務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| 議案第13号 ～ | 平成25年度教育庁職員及び教育機関の職員の人事について（議案第13号）、職員課長より、平成25年度市町村公立小・中・特別支援学校教職員の人事について（議案第14号）、義務教育課長より、平成25年度県立学校教職員の人事について（議案第15号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第16号 | 福島県公立学校教員懲戒処分について（議案第16号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第17号 | 福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第17号）、職員課長より交通加害事故及び無車検・無保険車両運転に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。 |
| 議案第18号 | 福島県公立学校教員懲戒処分について（議案第18号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。 |
| (10) 報告事項 報告第1号 | 平成26年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験実施に係る改善点について（報告第1号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく了承した。 |
| (11) 次回の日程 | 平成25年4月19日（金）午後3時00分に定例会を開会することが決定された。 |
| (12) 閉会 | 午後4時52分閉会となった。 |